

## 随意契約理由書

### 「一級河川 恩智川 老朽化護岸地盤改良工事」

本工事は、河本興業株式会社が受注した「一級河川 恩智川 老朽化護岸対策工事（R3）」の護岸撤去工に際し、堤防内に土留め矢板を設置し、河川側の護岸裏の土塊を受動土圧として見込み、護岸のみを撤去する設計で進めていたところ、下流区間にて土塊の粘性土部分の一部が崩れることにより、受動土圧が失われ、土留めが不安定となり変位が生じる可能性が懸念された。一度土留めが変位すると近接する家屋への影響が避けられず、人命並びに私有財産への損害を及ぼすこととなる。今後、上流区間施工時にも同様の懸念があり、かつ次期出水期までの護岸構築も必要であるため、直ちに発注の必要のある「特に急迫を要する緊急の工事」として、受動土圧として必要な土塊を固結する改良工法を用い、土留めの安定を確保するための地盤改良工事を行うものである。

河本興業（株）は、現場状況を把握し、早急に資機材の準備を行い現地着手することが可能、かつ現場条件のある中で確実な施工を実施するための知識と技術力を有した唯一の企業である。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を行うものである。また、財務規則第62条及び同運用第62条関係第2項第10号により比較見積書を省略する。